

暴走族総合対策要綱の策定について（概要）

最終改正 令和5年8月23日 徳少第212号
徳島県警察本部長から各部（室）課（隊）校長、各警察署長宛

暴走族等は、集団による暴走行為にとどまらず凶器を準備して武装したり、集団窃盗事件等を引き起こすなど、悪質かつ凶悪化の度合を深めており、その根絶を図るために必要な事項を定めたものである。

その内容は、

- 基本方針等
- 取締体制
- 情報収集
- 運用方針
- 行政処分
- 受傷事故の防止
- 関係機関、団体等との連携による総合対策の推進等である。